

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

会社法の施行や金融商品取引法など、より透明性の高い経営体制や内部統制システムの構築が求められる中、当社グループにおいても、コーポレートガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。また、様々なリスクのマネジメント、ステークホルダーの立場の尊重を図るため、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨をよく理解し、当社グループに最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現を目指してまいります。

また、当社グループでは、経営陣を強化するとともに、企業経営経験者等を招聘するなど、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

※なお、当社は現在、株式会社東京証券取引所が指定する特設注意市場銘柄(平成28年3月17日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制等についての審査が行われこととなり、改善の見込みがなくなった場合や一定期間後に改善されなかったと認められる場合は上場廃止となります。)となっており、当社は現在、内部統制等の改善、規程等の見直しを行っております。そのため、今後のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をはじめ、変更等があった場合は、速やかに修正・追記をし、改めて提出する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則1-2-2]

当社は、直近の定時株主総会に係る招集通知については、情報の正確性を担保するため、また決算作業時期の関連部署の業務負担の都合から、早期発送は行っておりません。

今後は、業務の効率化を図るなど取り組みを行い、早期発送の実施を検討してまいります。

[原則1-2-3]

当社の決算は9月決算であることから、当社の定時株主総会の開催日は、多数の上場企業と重なる場合があります。今後、他社の動向を見ながら、なるべく集中日を避けた開催日とすることを検討してまいります。

[原則1-2-4]

招集通知の英訳については、平成28年9月末現在において海外投資家比率が高いものの、未実施の状況です。今後は、社内において翻訳等が可能な人材採用等を検討し、英語での情報開示・提供ができるよう検討してまいります。また、議決権の電子行使につきましては、株主の皆様のご意見を参考にしつつ、手続きに関わる費用等を総合的に勘案し、判断してまいります。

[原則3-1-2]

現在当社の株主における海外投資家比率は非常に高い状況であります。しかしながら現時点において費用対効果等を総合的に勘案し現段階では英語での情報開示・提供は行っておりません。今後は、社内において翻訳等が可能な人材採用等を検討し、英語での情報開示・提供ができるよう検討してまいります。

[原則4-1-2]

当社は激しく変化するビジネス環境の中で中長期的な業績予測を掲げることは必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中長期経営計画を定めておりません。しかしながら当社グループの現状を把握するとともに、取締役会等において業績予想数値の分析・見直し等を行いながら策定し、実現に向けて社員一丸となり取り組んでおります。なお、予想に対しての実績が大幅な乖離が生じた場合、その乖離に関する原因の分析、業績予想の修正を行うとともに、必要な開示を行ってまいります。

[原則4-11-3]

当社は、取締役会の実効性評価についての分析・評価は行っておりません。今後は取締役会の機能を向上させるという観点から、実施に向け、分析、評価方法を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4. いわゆる政策保有株式]

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。将来当該株式を保有する場合は、取締役会において基本方針を別途定め、その内容を開示します。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

関連当事者間の取引を行う際には、取引自体の合理性及び取引条件の妥当性があり、当社の利益を毀損しないことを前提として、社内決裁基準に基づき適正な決裁手続きのうえ実施しております。実施した取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用有る法令並びに東京証券取引所が定める規則に従い開示しております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画当社の経営理念に関しては、決算短信等にて開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針コーポレート・ガバナンスの基本方針は本報告書「1. 基本的な考え方」にて記載しております。

(3)取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続き当社の取締役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、取締役会において取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与と均衡、役職など、考慮したうえで決定しております。

(4)取締役の選任・指名を行うにあたっての方針と手続き当社の取締役候補者を選任する方針としては、人格識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い専門性を有しており、当社の成長と企業価値の向上に資する人物を取締役候補者としております。候補者の選定については、独立性社外取締役との協議を考慮したうえで、取締役会において十分な審議をし、指名しております。

[補充原則4-1-1]経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会は、法令に定める事項のほか、取締役会規程において取締役会付議事項、報告事項の基準を定め、それに基づき、審議、決裁しております。経営陣への委任の範囲については、業務分掌規程、職務権限規程により明確に定め、迅速な業務執行が可能な体制をとっております。

[原則4-8]独立社外取締役の有効な活用

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割、責務を果たすべく、独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

[原則4-9]独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役について、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、豊富な経験、人格、知見等を基に、取締役会に対して建設的な意見を提供できる人物を候補者として運営しております。

[補充原則4-11-1]取締役会の構成の考え方

当社の取締役会は定款で定める取締役15名以内、監査役4名以内の範囲で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

また、社外取締役は会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないかと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任に当たっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

[補充原則4-11-2]取締役の兼任状況

当社の取締役4名のうち2名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼務社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし業務等を適切に果たすことができるものと考えております。なお、他社との重要な兼務状況は株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じて毎年、開示を行っております。

[補充原則4-14-2]取締役・監査役のトレーニング

取締役の役割や責務(法的責任等を含む)について認識を深めるために、就任後も定期的に役員研修を実施していく予定であります。また、各取締役は、必要に応じて適宜セミナー等を受講する等、自己の業務執行に資する専門知識の習得に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Japan Opportunities Master Fund LTD.	25,987,380	37.03
豊岡 幸治	2,723,800	3.88
株式会社リク・マネジメント・パートナーズ	1,684,000	2.40
SIX SIS LTD.	1,050,000	1.49
PHILLIPS GARETH PAUL	1,043,600	1.48
INTERACTIVE BROKERS LLC	796,600	1.13
MONEX BOOM SECURITIES(H.K.) LIMITED-CLIENT'S ACCOUNT	764,400	1.08
谷口 元一	721,900	1.02
佐渡 純治	717,100	1.02
CBHK-PHILLP SEC(HK) LTD-CLIENT MASTER	697,200	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	株式会社レッド・プラネット・ジャパン
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9月
業種	その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて独立した第三者から助言を得ること、支配株主と一定の利害関係を有する取締役は、当該取引等に関する取締役会において審議及び議決に参加せず、また、当社の立場において支配株主との協議及び交渉に参加しないこと、取締役会において慎重に審議の上決定することにより、支配株主がその影響力を利用して、当社ひいては少数株主を害することのないように適切な対応をとることを方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
足立 正利	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立 正利		——	企業経営者として豊富な知識。経験等を有しており、独立した観点から当社経営に関する幅広い見識を有しており、それらを当社グループの経営に反映していただけると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人の会計監査計画や内容について四半期ごとにチェックを行い、決算においても実地棚卸や現金実差等に関与して、監査の万全を期しております。

また、監査報告書を受領する前に説明会を行い、意見交換をしております。

監査役は、内部監査室との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果の報告を受ける等、密接な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
マーク・ライネック	他の会社の出身者						○			○				
紙野 愛健	公認会計士													
多久島 逸平	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マーク・ライネック		——	グローバルな金融業界における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に果たしていただけると判断したためであります。
紙野 愛健	○	——	公認会計士としての豊富な経験を有し企業会計に精通されており、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に果たしていただけると判断したためであります。 なおかつ、独立役員として届け出ております。
多久島 逸平		——	弁護士として豊富な経験を有し企業法務に精通されており、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に果たしていただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入を検討中

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に支払った報酬

取締役 10名 46,850千円
うち社外取締役5名 3,000千円

- 注1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人数及び支給額には、前回の定時株主総会で任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
3. 報酬限度額 金銭報酬 取締役 年額150,000千円、 監査役 年額20,000千円
ストックオプション報酬 取締役 年額50,000千円(うち社外取締役 年額10,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役のサポートは、代表取締役が自ら情報の伝達を行っております。現在、サポート体制については見直しを行う予定であり、改めて提出いたします。

また、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催する際も、社外取締役に対して都度内容の説明及び資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令で定められた事項や経営上の重要事項における迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

【監査役会】

監査役会は毎月1回を原則とし、必要に応じて随時、臨時監査役会を開催しており、取締役の職務遂行及び各事業会計の業務運営やコンプライアンス等の監督を行っております。

また監査役は定時取締役会、臨時取締役会及びその他社内会議に適宜出席し、具体的な意見を具申するとともに、コンプライアンスを含めた事業運営の健全性、取締役の職務遂行が監視できる体制をとっております。

【会計監査】

当社は監査法人元和と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また業務執行社員は、当社の監査に一定期間を超える関与をしておりません。

【外部アドバイザーの活用】

各方面の専門家から企業活動、事業推進面での指導やアドバイスを得ることによって、コーポレートガバナンスの確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部から経営管理機能は十分に果たしていると判断しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	9月決算のため、6月の株主総会集中日を避けて12月に開催しております。
その他	会議の進行や業績内容においてビジュアルデータを用い、よりわかりやすい説明に努めております。また 当社に対する理解をより深めていただけるよう、定時株主総会に、株主を対象とした株主懇談会を開催し、株主との対話を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、各種公表資料(有価証券報告書や決算短信、その他開示資料)や、会社説明会の資料や映像を積極的に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては現在、体制を整えており、改めて報告いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、法令の遵守、各種社内規程の整備、内部監査機能の充実、監査の実効性の確保などについて、更なる充実に努めております。このたび、平成27年5月1日に「会社法の一部の改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施工規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が施行されたことを踏まえて、平成27年9月17日、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂を実施いたしました。概要は以下のとおりです。

なお、前述にも記載のとおり、当社は現在、株式会社東京証券取引所が指定する特設注意市場銘柄(平成28年3月17日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制等についての審査が行われこととなり、改善の見込みがなくなった場合や一定期間後に改善されなかったと認められる場合は上場廃止となります。)となっており、当社は現在、内部統制等の改善、規程等の見直しを行っております。そのため、今後のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をはじめ、変更等があった場合は、速やかに修正・追記をし、改めて提出する予定です。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動基準・行動規範を策定する。また、法令違反が行われた場合に適時・適切に対処するための体制の整備、そして運営を管理する。
 - ・当社は代表取締役社長の直轄組織として内部監査部門を設置し、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス違反の疑いが生じた場合には取締役会に報告する。
 - ・取締役及び使用人の職務の執行に関しては、監査計画に基づき監査役の監査を受け、その結果を代表取締役に報告する。
 - ・当社グループの横断的なコンプライアンス体制の確保のため、当社の役員は、当社グループ全体にコンプライアンスに関する規程の順守とその浸透を図り、すべての企業活動が法令及び定款に適合することを徹底する。
 - ・当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンスまたはその他の法令に違反する行為を発見したときは、内部通報制度規定に基づき、速やかに当社に報告するものとする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わないものとし、通報者及び通報内容を秘守するものとする。
 - ・当社は反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断する。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務担当部門を対応部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役会議事録・経営戦略会議議事録・株主総会議事録とそれらに関連する一切の資料や情報、並びにその他の取締役の職務の執行に関する重要な資料や情報を社内規程に基づいて適切に作成・保存をする。
 - ・上記の資料及び情報に関し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にして管理する。
 - ・取締役会議長は上記の情報の保存・管理体制を監視・監督する責任者となり、法務担当取締役は、上記の情報管理指導を行うものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、今後発生が予想される様々な企業リスクを回避もしくは最小限に抑えるべく対応策の基本方針を決定し、事前に適切な準備をする。
 - ・具体的には、代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役が、各グループ会社の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定をする上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をする。
 - ・上記の他、災害の発生や役員等が不適正な業務執行を行うことによって当社の経営に重大な損害を及ぼすリスクを回避もしくは最小限に抑えるための体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役の職務権限規程やその執行手続方法などを会社規程集などの規程の中で詳細を定め、職務の執行が効率よく行えるように体制を整備及び管理する。
 - ・具体的には、取締役会において決定される事業計画や経営戦略その他会社に係る重要な事項に関して、取締役の職務分担を明確にし、職務分掌など適切な権限と責任及び適材適所な人材の配置に関して定め、職務の執行が効率良く行える体制を整える。
- e. 会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループは業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、また業務が適正に行われるために必要なグループの規程及び規則を整備し、体制を強化する。
 - ・子会社の経営管理に関しては、子会社の取締役会議事録や経営戦略に関する議事録又はそれに関係する一切の資料・情報、並びにその他重要な決定事項を当社へ報告することにより管理する。その報告をもとに子会社との情報の共有を行い、業務の適正と効率を確保する。
 - ・代表取締役及び取締役は、子会社が適切な内部統制システムを運営できるように指導をする。
 - ・内部監査部門は子会社に対する内部監査を実施し、グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を確保するとともに、子会社の役員及び当社の役員に報告する。
 - ・監査役は、当社グループ監査役会を通じて、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるように会計監査人及び内部監査部門との的確な体制を構築する。
- f. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、子会社について、今後発生が予想される様々な企業リスクを回避もしくは最小限に抑えるべく対応策の基本方針を決定し、事前に適切な準備をする。
 - ・役員員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- g. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規定を必要に応じて定め、これに基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行なわれるよう、必要に応じて指導を行う。
- h. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ行動規範を策定し、適用する。
 - ・子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。
 - ・当社監査役において、子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- j. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を配置する場合、その使用人は監査役以外からの指揮命令は受けないものとし、人事異動及び

評価等については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

k. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ・補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。
- ・取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ・補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

l. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項や信用を大きく失墜させる恐れのある事項、又は規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告をする。
- ・取締役は担当する業務の執行状況について、取締役会等の重要な会議において監査役に報告を行うものとする。

m. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- ・グループ管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに、子会社の監査役に報告することを義務付ける。
- ・グループ管理規程に基づき、子会社の監査役が前号に掲げる報告を受けたときは、速やかに当社監査役に報告することを義務付ける。
- ・当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社におけるコンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

n. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、または利用しないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けては当社企業倫理規定において反社会的勢力・団体とは一切関係をもたず、毅然として対処し利益供与は行わないと定め、また当社内部通報制度を効果的に運用することにより、反社会的勢力の潜在的関与を排除していきます。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

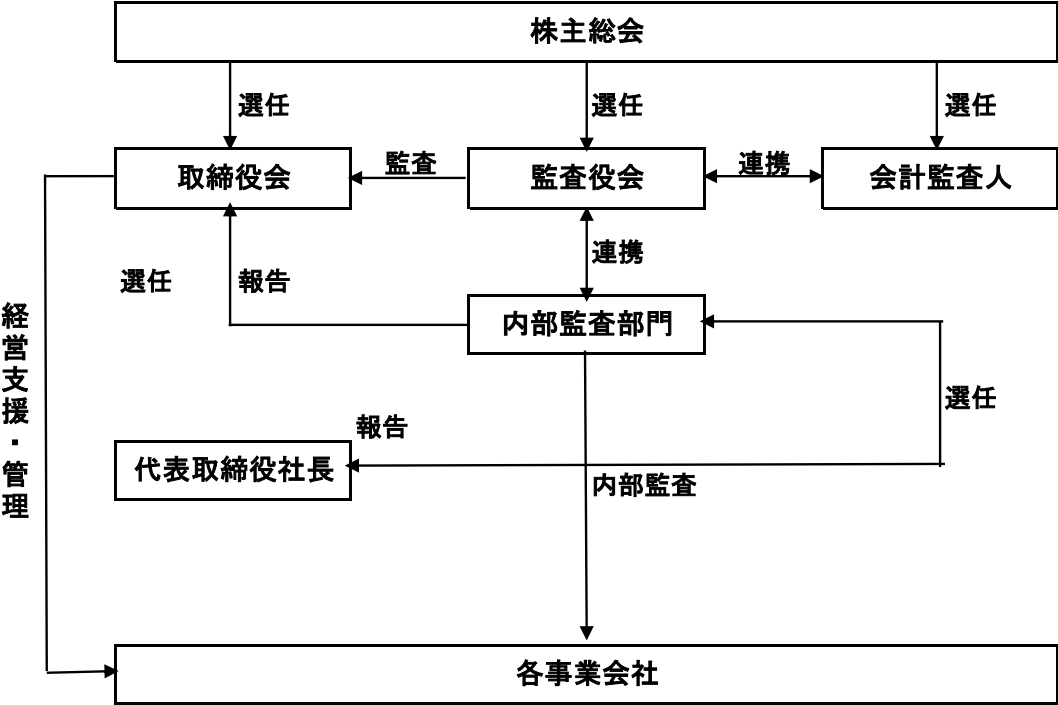
該当項目に関する補足説明

敵対的買収の危険性は認識しておりますが、行き過ぎた防衛策は既存株主の利益を損なう危険性があるため、他社の事例も参考に公平性を保ちながら必要に応じて迅速に対応できる内容を検討しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要につきましては、別紙参照ください。

・別紙1
○その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



・別紙2

※平成28年9月末時点での適時開示体制図（なお、現在新たな体制を検討しており、確定次第改めて報告いたします。）

当社及び当社子会社取締役会並びに当社及び当社子会社各部門

